

紹介プログラム利用規約（利用者）

第1条（総則）

1. 本規約は、株式会社 HashPalette（以下「当社」といいます。）が、当社の提供するサービスである「PLT Place」（以下「本サービス」といい、PLT Place 利用規約（利用者）を「本サービス利用規約」といいます。）に関連して、その利用者に対して提供する紹介プログラム（第2条で定義します。以下「本プログラム」といいます。）について、基本的な事項を定めることを目的とします。
2. 本規約は、本サービス利用規約と一体となって、本サービス利用者と当社との間の契約関係を定めるものです。本規約における用語については、文脈上別異に解すべきことが明らかな場合を除き、本サービス利用規約に定める定義に従うものとします。なお、本規約において参照されている他の規約等が更新された場合、その最新の内容によるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において、各用語は次の意味を有するものとします。

- (1) 「紹介者」とは、本サービスの利用者であって、当社所定の方法で本サービスまたは商品を第三者に紹介する者をいいます。
- (2) 「被紹介者」とは、紹介者から本サービスまたは商品の紹介を受けた者をいいます。
- (3) 「本プログラム」とは、被紹介者が紹介者の紹介コードを当社所定の方法で入力した上で本サービスに登録し、または本サービス上で商品を購入する等、当社所定の手続きを履践して当社が定める条件を充たした場合に、紹介者および被紹介者に対して本特典を付与するプログラムをいいます。
- (4) 「本特典」とは、本プログラムにより、当社から紹介者および被紹介者に無償で提供される PLT のことをいいます。
- (5) 「紹介者特典」とは、本特典のうち本プログラムにより紹介者に提供される特典のことをいいます。
- (6) 「被紹介者特典」とは、本特典のうち本プログラムにより被紹介者に提供される特典のことをいいます。
- (7) 「紹介コード」とは、当社が本プログラムのために各利用者に発行する固有のコードをいいます。
- (8) 「対象商品」とは、本プログラムの対象として出品者が指定した商品をいいます。

第3条（規約変更について）

当社は、本規約を、本サービス利用規約第23条の定めに従い、改訂、追加、変更することができるものとします。

第4条（被紹介者によるアカウント登録）

1. 紹介者が、被紹介者に対し、本サービスを紹介し、被紹介者が、本プログラムに基づき、当社所定の方法により、本サービスにアカウント登録した場合、当社は紹介者及び被紹介者に対して、本特典として、紹介者に対しては10PLT、被紹介者に対しては10PLTを付与します。
2. 前項のアカウント登録に際して、被紹介者が、紹介者の紹介コードを入力しなかった場合その他当社所定の方法によらずにアカウント登録を行った場合、前項に規定する本特典の付与は行われません。
3. 被紹介者が、既に本サービスのアカウント登録をしていた場合、過去に本サービスのアカウントを保有していた場合または紹介を受ける以前に本サービスのアカウント登録の申込みをしていた場合は、第1項に規定する本特典の付与は行われません。
4. 当社の審査の結果、被紹介者のアカウント登録が認められない場合があります。この場合は、第1項に規定する本特典の付与は行われません。
5. 当社は紹介者に対して、被紹介者によるアカウント登録申請またはアカウント登録の有無その他登録状況について連絡せず、またこれらに関する問い合わせは受けません。

第5条（被紹介者による商品購入）

1. 紹介者が、被紹介者に対し、本プログラムの対象となっている商品を紹介し、被紹介者が、本プログラムに基づき、当社所定の方法により、当該商品を購入した場合、当社は紹介者及び被紹介者に対して、本特典として、一定のPLT（商品ごとに異なります。）を付与します。
2. 前項に規定する購入に際して、被紹介者が、紹介者の紹介コードを入力しなかった場合その他当社所定の方法によらずに商品購入を行った場合、前項に規定する本特典の付与は行われません。
3. 被紹介者が代金を支払わなかった場合、代金決済に失敗した場合、その他商品の購入が正常に行われなかった場合、第1項に規定する本特典の付与は行われません。
4. 当社は紹介者に対して、被紹介者による商品の購入の有無、支払方法、その他取引に関する状況について連絡せず、またこれらに関する問い合わせは受けません。

第6条（本特典の受領）

1. 紹介者特典および被紹介者特典は、当社が別途定める付与日に紹介者および被紹介者のウォレットへ付与します。
2. アカウントにウォレットが連携されていない場合、本特典の付与は行われません。前項の権利は、本特典発生日（第4条1項に定める場合にあつては被紹介者によるアカウント登録日、前条1項に定める場合にあつては購入日を指します。）から6か月が経過した時点で消滅するものとします。

第7条（本特典の不適用）

紹介者または被紹介者が当社の定める条件を満たした場合であっても、紹介者または被紹介者が以下の各号のいずれかに該当するときには、提供された本特典が取り消され、あるいは本特典の提供が行われない場合があります。なお、紹介者または被紹介者が本特典を受け取ることができなかった場合であっても、当社は本特典を再度提供せず、これに関して当社は当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、紹介者または被紹介者に対して責任を負わないものとします。

- (1) 本特典を受領するために必要な当社所定の手続きが履践されない場合
- (2) 当社の責めに帰することのできない事由により紹介者または被紹介者が本特典を受領できなかった場合
- (3) 本特典を受領する前に本サービス利用契約が解約その他の事由により終了した場合
- (4) 本規約または本サービス利用規約に違反した場合

第8条（本プログラムの終了等）

1. 当社は、本プログラムの全部または一部を予告なく変更または終了する場合があります。
2. 当社は、事前に通知することなく、保守作業、システム復旧、停電や天災などの不可抗力、またはその他のやむをえない理由により本プログラムの提供を中止または中断することがあります。
3. 本プログラム終了後に本プログラムの条件を充たした場合であっても、本特典を受けることはできません。

以上